

項目	区分		直 罰 対 象 者 特 定 事 業 場 (旅 館 業 を 除 く)			除 害 施 設 対 象 者 公 共 下 水 道 使 用 者 (直 罰 対 象 者 を 除 く)		
	排水基準値	規制対象排水量	根拠法令	排水基準値	規制対象排水量	根拠法令		
健康項目	カドミウム及びその化合物	0.03以下	制限なし	法12条の2 第1項	制限なし	法12条の11 第1項第1号		
	シアン化合物	1以下						
	有機リン化合物	1以下						
	鉛及びその化合物	0.1以下						
	六価クロム化合物	0.5以下						
	砒素及びその化合物	0.1以下						
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005以下						
	アルキル水銀化合物	検出されないこと						
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下						
	トリクロロエチレン	0.1以下						
	テトラクロロエチレン	0.1以下						
	ジクロロメタン	0.2以下						
	四塩化炭素	0.02以下						
	1, 2-ジクロロエタン	0.04以下						
	1, 1-ジクロロエチレン	1以下						
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4以下						
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3以下						
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06以下						
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02以下						
	チウラム	0.06以下						
	シマジン	0.03以下						
	チオベンカルブ	0.2以下						
	ベンゼン	0.1以下						
	セレン及びその化合物	0.1以下						
	ほう素及びその化合物	10以下						
	ふっ素及びその化合物	8以下						
1, 4-ジオキサン	0.5以下							
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素化合物	380未満	法12条の2 第5項	380(125)未満	500 m ³ / 月を 超えるもの	法12条の11 第1項第2号			
ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下	法12条の2 第1項	10pg-TEQ/l以下	制限なし	法12条の11 第1項第1号			
環境項目	フェノール類	5以下	30m ³ /日以上	法12条の2 第1項	制限なし	法12条の11 第1項第1号		
	銅及びその化合物	3以下						
	亜鉛及びその化合物	2以下						
	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下						
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下						
	クロム及びその化合物	2以下						
	水素イオン濃度	5(5.7)超~9(8.7)未満	50m ³ /日以上	法12条の2 第5項	制限なし	法12条の11 第1項第2号		
	生物化学的酸素要求量	600(300)未満						
	浮遊物質	600(300)未満						
	ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量	鉱油類含有量					5以下	
		動植物油脂類含有量					30以下	
	窒素含有量	240未満						
	リン含有量	32未満						
	温度	45℃(40℃)未満						
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないもの							
汚濁素消費量	220未満	法12条						

(備考) 1. 単位は、ダイオキシン類、水素イオン濃度、温度を除き、すべてmg/lである。
2. 基準値()は製造業にかかる基準。
3. 直罰対象者の欄は直罰等に係る規制基準であり、除害施設対象者の欄は除害施設の設置等に係る規制基準である。